

神奈川県国民保護協議会（書面開催）の結果概要等

1 結果概要

- 国民保護協議会を書面開催し、県国民保護計画変更案について、各委員に承認可否の確認をしたところ、一人を除き、全員承認の連絡をいただいた（承認の旨の答申を施行予定）。
- 承認された一人の委員から、変更案の指定行政機関に関する記載の誤りについてご意見をいただいた（変更案には反映済み。御意見の詳細は別添参照）。

2 否承認の内容

(1) 否承認とした委員

防衛大学校 宮坂教授

(2) 否承認とした箇所

次の県国民保護計画変更案の下線部分

<県国民保護計画変更案（本文）P32（抜粋）>

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

知事は、国が定める避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の^①人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、県の区域（指定都市を除く。）において避難施設の指定を行う。

県は、避難施設の指定に当たっては、できるだけ多くの施設の確保に努める。^②

(3) 否承認とした御意見の概要

- 上記①の下線箇所は、変更案で追加された箇所だが、追加不要。
- 上記②の下線箇所を、「県は、避難施設の指定に当たっては、施設管理者への周知を再確認し、事態を想定した準備を協議または助言し、かつ付近住民や利用者への周知を進めることで実効性の向上に努める。」と修正すべき

(4) 否承認として御意見いただいた箇所への対応（御意見の詳細は別添参照）

- 上記①は、国から今回追加するよう示された案であり、国の基本指針に即した記載であることから、当初の変更案のとおり追加することとする。
- 上記②は、変更案以前から記載されているものであり、国の基本指針に基づくものであることから、現状維持とする。